

東備西播定住自立圏 圏域バス運賃の改定について

1. 概要

公共交通を取り巻く環境は、深刻な運転手不足による路線バスの廃止、減便、事業の撤退等が全国的に相次ぐ中、赤穂市内でも同様に、令和 6 年 4 月から路線バスの大幅な減便、一部路線の休止をせざるを得ない状況となっている。そのような中、今般策定した赤穂市地域公共交通計画では、路線バスとコミュニティバスの運用上の垣根をなくして、一体的な運用を図ることにより、公共交通を維持していく新たな仕組みとして、赤穂市内を運行する路線バスとコミュニティバスの運賃を 200 円に統一し、市民の足を維持確保することとしている。

現在、圏域バス「ていじゅうろう」の料金体系は区間料金制が採用されており、圏域の市町によって異なっているが、今回の運賃改定により 200 円に統一し、併せて現在設定されていない各種割引制度を設定するほか、高い頻度でコミュニティバスを利用する方のために、定期券や回数券を導入する。

2. 改定の内容

1) 圏域バス「ていじゅうろう」の運賃の改定

現在、圏域バス「ていじゅうろう」の運賃は、備前市内は 200 円、赤穂市内・上郡町内は 100 円、市町域を越える場合は 200 円となっているが、これらの運賃を統一し、利用距離に関わらず 200 円均一とする。圏域内で走行するバスの運賃を統一し、どの地区からもバスを利用しやすい環境を構築する。

(ていじゅうろうの運賃変更の内容)

地域	変更前		変更後
備前市内	200 円	➡	200 円
赤穂市内	100 円		
上郡町内	100 円		
市町域を越えた場合	200 円		

2) 定期券、各種割引券の新設

(1) 1日乗り放題券、定期券の新設

新たに「1日乗り放題券」と定期券を新設する。小学生については大人運賃の半額とする。

区分	大人 (中学生以上)	小学生
普通運賃	200 円	100 円
1 日乗り放題券	500 円	250 円
1 カ月定期券	5,000 円	2,500 円
3 カ月定期券	14,200 円	7,100 円
6 カ月定期券	27,000 円	13,500 円

(2) 各種割引の新設

身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者及び運転経歴証明書所持者(65 歳以上)については、普通運賃(1日乗り放題券、定期券を含む)の半額とする。

また、小学生未満(未就学児)については現行と同じく無料とする。

区分	身体障害者手帳所持者※	療育手帳所持者※	精神障害者保健福祉手帳所持者 ※	運転経歴証明書所持者 (65 歳以上)	小学生未満（未就学児）
普通運賃	100 円				無料
1 日乗り放題券	250 円				
1 カ月定期券	2,500 円				
3 カ月定期券	7,100 円				
6 カ月定期券	13,500 円				

※介助者 1 名を含む

(3) 回数券の新設

100 円券×11 綴りの回数券(1,000 円)を新設する。

3. 運賃改定時期(予定)

令和6年10月1日

4. 今後の予定

6月7日 運賃協議会(第1回)開催 ※本日

6月上旬～ パブリックコメントの実施

7月中下旬 運賃協議会(第2回)開催

※パブリックコメントの結果報告

東備西播定住自立圏形成推進協議会、各市町地域公共交通活性化協議会、公共交通会議へ報告